

戸籍法施行規則の一部を改正する省令案の概要

第1 改正の趣旨

本年6月18日に開催されたデジタル行財政改革会議（第7回）において、「デジタル行財政改革 取りまとめ2024」が決定され、本件会議決定において、子育て分野における改革として、オンラインによる出生の届出について、試行的に出生証明書の画像情報による添付を可能とした上で、マイナポータル「手続の検索・電子申請」機能を用いた届出を令和6年8月中を目途に実現することとされた。

この決定を踏まえ、この対応のために、所要の改正等を行うものである。

第2 改正等の内容

オンラインによる出生の届出について、試行的に出生証明書の画像情報による添付を可能とするため、オンラインによる出生の届出において併せて送信すべきこととされている添付書面情報について特例を設けるもの。

第3 施行日

令和6年8月30日（金）